



消費生活センター くらしナビ

副業のつもりが…「サクラサイト商法」にご注意ください

事例



【事例1】

副業ランキング1位で「相談に乗ると報酬がもらえる」というサイトをネットで見つけた。サイトに登録すると、すぐに男性から「職場の人間関係の相談に乗ってくれたら30万円支払う」というメッセージが届いた。相談に乗った後、サイトから報酬を受け取るために必要と言われ、正会員登録料や手数料、システム解除費用などを次々請求された。男性がその分も負担するというので10万円以上支払ったが、報酬を受け取ることはできなかった。

【事例2】

「メールのやり取りだけで高額収入の副業サイト」という広告メールが届いた。サイトに登録すると、男性から「現金化できるポイント500万円分贈る」とメッセージが届いた。サイトから「一定の文字を入力して男性に送れば、ポイントを受け取ることができる」と言われたので、男性やサイトとのメッセージ交換用のポイントを次々と購入して、7万円費やした。だが何度サイトの指示通りに文字を送ってもエラーになり、現金化できるポイントを受け取ることはできなかった



解説



メールの相手はサイトが雇った「サクラ」で、消費者の報酬を得たいという気持ちを利用して、副業という言葉でサイトに誘導し、さまざまな名目で有料サービスを利用させ支払いを続けさせる詐欺的な「サクラサイト」の可能性があります。しかし、サクラ行為の立証は難しく、一度支払ってしまったお金を取り戻すことは困難です。

インターネットの簡単なメールのやり取りでお金をもらえるという副業サイトの相談が後を絶ちません。

セールストークをうのみにせず、登録する前にサイトの利用規約などをよく確認し、少しでもおかしい、わからないと思ったときは、登録しないようにしましょう。

トラブルにあった場合は、やり取りの内容や支払い記録などをできる限り保存し、消費生活センターに相談してください

相談専用電話 **6998-3600**

相談時間 午前9時00分～午後4時30分
土・日曜・祝日の相談窓口は、

守口市消費生活センター（守口市役所内）

消費者ホットライン 188（局番なし）